

報道各位

新潟市都市計画課

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）の
パブリックコメント実施について（お知らせ）

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）について、市民の皆さまに公表し、お寄せいただいた意見を考慮して決定するため、多くのご意見を募っておりますので、広報活動にご協力いただくようお願いいたします。

1. 計画名（名称）：宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）
2. 内容：「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行されました。法に基づき、都道府県（指定都市又は中核市）は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、危険な盛土等を規制することとされています。この度、本市の規制区域案がまとまりましたので、市民の皆さまからの意見を募集します。
法の概要：国土交通省 HP：
<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
3. 意見募集期間：令和7年2月18日（火曜）～令和7年3月19日（水曜）
4. 改定案の閲覧・配布：新潟市ホームページ
都市計画課、市政情報室、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）
5. ご意見の提出方法：郵送・FAX・電子メール・直接持参のいずれかでご提出ください。意見書の様式は、新潟市ホームページおよび上記の閲覧・配布場所に設置しています。
6. 問い合わせ：新潟市 都市政策部 都市計画課 企画担当
電話：025-226-2679